

第 6 次豊橋市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 第 6 次豊橋市総合計画の策定に当たり、多方面からの市民意見を反映させるため、第 6 次豊橋市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 本市が戦略的に取り組む必要があるまちづくりのテーマについて、社会潮流や分野横断的な政策課題を踏まえて議論し意見する。
- (2) その他第 6 次豊橋市総合計画に必要な事項について議論し意見する。

(委員の構成)

第 3 条 市民会議は、別表 1 に掲げる委員により組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(会長)

第 5 条 市民会議に会長を置く。

2 会長は、豊橋市企画部長とする。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理し、会議を進行する。

(庶務)

第 6 条 市民会議の庶務は、企画部政策企画課において行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 1 0 日から施行する。